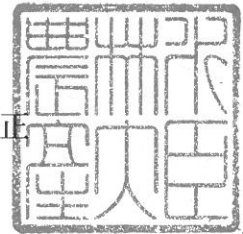


26消安第5066号
平成27年3月18日

食品安全委員会
委員長 熊谷 進 殿

農林水産大臣 林 芳正



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第5号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

豚及び家きんに由来する血液を製造工程の原料投入口で混合して製造された血粉及び血しょうたん白を豚、鶏、うずら又は養殖水産動物を対象とする飼料の原料として使用することについて、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第3条第1項の規定により定められた飼料の基準及び規格を改正すること。



豚及び家きん由来混合血粉等の豚等用飼料としての利用再開

1 これまでの経緯

(1) 血粉及び血しょうたん白質（以下「血粉等」という。）は、たん白質に富む飼料原料として利用されてきたが、平成 13 年 9 月に我が国で B S E が発生した後、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号。以下「飼料安全法」という。）に基づき肉骨粉や血粉等を含む飼料の製造・販売等を禁止した。

(2) 平成 13 年 11 月、豚又は家きんに由来する血粉等については、豚、鶏、うずら又は養殖水産動物を対象とする飼料（以下「豚等用飼料」という。）の原料としての利用を再開したが、豚と家きんの血液を原料の投入口で混合して製造された血粉等（以下「豚鶏混合血粉等」という。）については、引き続き、飼料の原料としての利用を禁止してきたところである。

(注)利用再開当時は、豚又は家きん由来の血液に牛由来の血液が混入しないことを徹底するため、豚等用飼料の原料として利用する豚由来の血粉等又は家きん由来の血粉等の製造に当たっては、原料収集段階から製造工程の全段階において、それぞれ他の動物由来たん白質と完全に分離されていることを条件とした。

(3) その後、飼料規制を着実に実施してきた結果、原料収集段階からの分別管理についても徹底されるようになったことから、今般、従来から利用が認められている豚由来の血粉等及び家きん由来の血粉等の原料収集先が一定の基準を満たした場合において、当該原料収集先の血液のみを製造工程の原料投入口で混合して製造される豚鶏混合血粉等を、豚等用飼料の原料として利用する（牛由来成分の混入防止措置がとられていることを事前に確認することを条件とする。）ことについて、食料・農業・農村審議会家畜衛生部会プリオン病小委員会の意見を聴くとともに、飼料安全法に基づき農業資材審議会に諮問したところ、適当と認めるとの答申が得られた。

2 改正の概要及び導入する管理措置

農業資材審議会の答申を踏まえ、次の管理措置を導入した上で、豚鶏混合血粉等を豚等用飼料の原料として利用することを可能とするため、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和 51 年農林省令第 35 号）を改正する。

- ① 豚鶏混合血粉等の製造工程について、牛由来成分の混入を防止する措置が行われていることを農林水産大臣が製造開始前に確認する制度（大臣確認制度）を適用する
- ② 豚鶏混合血粉等の原料となる豚由来血液及び家きん由来の血液並びに豚鶏混合血粉等の出荷に当たっては供給管理票の添付を義務付ける

3 今後の進め方

食品健康影響評価の結果を踏まえて、パブリックコメントを実施した上で、省令等の改正を行う。

豚鶏混合血粉等に関する規制の見直し(案)

(図中の青破線で囲んだ豚鶏混合血粉等について、新たに利用を認めることを諮問)

原料の収集

血粉の製造

配合飼料の製造

生産者

食鳥処理場

- ✓ 牛由来血液と分別管理

鶏血液

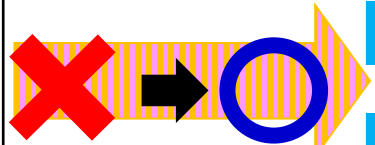


大臣確認制度
(製造開始前の確認検査)

鶏血粉の製造ライン

血粉の供給管理票を添付

鶏血粉



原料の供給管理票を添付

豚鶏混合血粉の製造ライン

- ✓ 製造ラインの分離

大臣確認制度
(製造開始前の確認検査)

血粉の供給管理票を添付

と畜場

- ✓ 牛由来血液と分別管理

豚血液

原料の供給管理票を添付

豚血粉の製造ライン

大臣確認制度
(製造開始前の確認検査)

血粉の供給管理票を添付

豚血粉

豚・鶏・魚用飼料の製造ライン

- ✓ 牛用飼料の製造ラインと分離

出荷

畜産農家
・
養殖場

- ✓ 表示に基づく適正使用

飼料表示では、牛に使用できないことを記載